さいたま市水道局公共工事中間前金払取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市水道局契約事務規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第３４号）第１４条の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（中間前金払の対象）

第２条　中間前金払は、請負代金額５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える建設工事を対象とする。

（中間前金払の要件）

第３条　中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

（１）　工期の２分の１を経過していること。

（２）　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（３）　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

２　継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該事業年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の２分の１を経過」とあるのは「工程表により当該事業年度の工事実施期間の２分の１を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該事業年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該事業年度における支払限度額」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

（中間前金払の割合等）

第４条　中間前払金は、請負代金額の１０分の２を超えない額で、支払いは万単位で行い、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

２　継続費等の２年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の支払限度額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

３　建設改良費繰越しの翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

（中間前金払と部分払の選択）

第５条　請負代金額５００万円以上で、かつ、工期が３月を超える建設工事は、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

２　前項に規定する対象工事の受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第１号）を契約締結時に水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。なお、前項による選択について、契約締結後の変更はできないものとする。

３　継続費等の２年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各事業年度における支払限度額の範囲内で、当該事業年度にお

ける出来高部分に応じて、当該年度末に部分払いを行うことができるものとする。

（中間前金払の申請等）

第６条　中間前払金の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（様式第２号）に、さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款（平成１８年２月２０日設定）第１１条に基づく工事履行報告書（様式第３号）を添えて管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の認定請求書が提出されたときは、第３条第１項各号の要件を満たしているか否かを７日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（様式第４号）により、受注者へ通知するものとする。

３　前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、中間前金払申請書（様式第５号）に保証事業会社の保証証書を添えて管理者に提出しなければならない。

４　中間前金払を受けようとする受注者は、前項の規定による保証事業会社の保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、中間前金払を受けようとする者は、当該保証事業会社の保証証書を提出したものとみなす。

５　中間前払金の支払時期は、中間前金払申請書を受理した日から１４日以内に行うものとする。

６　中間前払金の支払いは、申請者が保証事業会社の保証証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

（中間前金払額の変更）

第７条　管理者は、中間前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金額を差し引いた金額以内の中間前払金を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払いの方法は、前条の規定を準用する。

２　中間前払金の支払いを受けた受注者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、既に支払いを受けた前払金の額と中間前払金の額が変更後の請負代金額の１０分の６を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から３０日以内に返還しなければならない。ただし、管理者は、本項の期間内に部分払の支払いをするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

３　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、管理者と中間前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内に協議が整わない場合には、管理者が定め、中間前払金を受けた受注者に通知する。

（中間前払金の使途制限）

第８条　中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入

費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

（中間前金払の返還）

第９条　中間前金払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

（１）　中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

（２）　契約を解除したとき。

（３）　受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

（４）　保証契約を解除したとき。

（５）　その他管理者が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第１０条　管理者は、第７条第２項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、管理者の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の金額が１００円未満であるときは全額を、１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年６月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、施行の日以後に告示又は、指名通知を行ったものについて適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成２１年１月２７日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱は、施行の日以後に告示又は、指名通知を行ったものについて適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２１年４月８日から施行し、この要綱による改正後のさいたま

市水道局公共工事中間前金払取扱要綱の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成２１年３月３１日以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年　　月　　日

（あて先）
さいたま市水道事業管理者　様

受注者　住所
氏名

下記の工事については、（中間前金払 / 部　分　払）を選択します。

記

１　工事名

２　工事場所

３　請負代金

注１）中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択して下さい。
注２）契約締結後は、内容の変更はできません。

様式第２号（第６条関係）

認　定　請　求　書

年　　月　　日

（あて先）
　さいたま市水道事業管理者　様

受注者　住所
　　氏名

　下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工　事　名	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
契 約 金 額	
摘　　要	

※添付書類　　工事履行報告書

様式第３号（第６条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	年　月　日 ～	年　月　日	
日付	年　月　日（　月分）		
月別	予定工程　％ （ ）は工程変更後	実施工程　％	備考
年　月		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
		差（　）	
（記載欄）			

（注）１　報告は、月報を標準とする。

２　予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。

３　実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第４号（第６条関係）

認　定　調　書

第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市水道事業管理者　　㊞

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払いをすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工　事　名	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
契約金額	
摘　　要	

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

（あて先）
さいたま市水道事業管理者　様

受注者　住所
氏名

中　間　前　金　払　申　請　書

下記契約の中間前払金を、さいたま市水道局契約事務規程第１４条の規定により申請いたします。

記

工　事　名	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
契 約 金 額	
中間前払金請求額	

※添付書類　　保証証書（電子保証の場合は、保証契約番号及び認証キー）
契約書の写し
さいたま市水道局の請求書